

令和5年度（2023年度）

北海道おといねっふ美術工芸高等学校  
入学者選抜の手引

音威子府村教育委員会

（令和4年（2022年）10月）



# 目 次

令和5年度（2023年度）

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項…… 1

令和5年度（2023年度）

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項…… 7

## <資料>

令和5年度北海道おといねっぷ美術工芸高等学校入学者選抜に  
おける学校裁量についての実施予定……………10

令和5年度北海道おといねっぷ美術工芸高等学校入学者選抜に  
おける「入学者の受入に関する方針等」……………10

北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則……………11

令和5年度（2023年度）  
北海道おといねっふ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和4年（2022年）10月27日教育長決定）

この要項（以下「おといねっふ一般要項」という。）は、令和5年度（2023年度）の北海道おといねっふ美術工芸高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募 集 人 員

全日制工芸科40名（ただし、推薦による入学者を含む。）

## 2 出 願 資 格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）の「2 出願資格」に準じる。

### 【留意事項】

北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 出 願 可 能 な 高 等 学 校

出願できる高等学校は、北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則（平成30年音威子府村教育委員会規則第1号）の定めるところによる。

## 4 出 願 可 能 な 学 科

全日制課程 工芸科

## 5 出 願 の 受 付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 6 出 願 の 手 続

### (1) 出 願 者 の 手 続

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(1)出願者の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続」(1)の【留意事項】に準じる。

ただし、ア及びイについては、次のとおりとし、オについては該当しない。

## ア 入学願書

おといねっふ一般要項で定める入学願書とする。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (1)ア」の【留意事項】に準じる。ただし、1における「学校教育局学力向上推進課」を「音威子府村教育委員会」に読み替えるものとする。また、2(2)は該当しない。

## イ 入学検定料

音威子府村立高校の入学料等徴収条例（昭和58年12月11日条例第12号）に定める金額（2,200円）を願書同封のゆうちょ銀行払込取扱票により納入し、振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼り付けること。

## (2) 中学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(2)中学校長の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (2)ア及びイ」の【留意事項】に準じる。ただし、「6 出願の手続 (2)ア」の【留意事項】1は該当しない。

## (3) 高等学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」の「(3)高等学校長の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (3)」の【留意事項】に準じる。

## 7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

## 8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。  
ただし、(1)ア及び(2)ア(イ)において、本学科に出願を変更するときは、「北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条」が適用される。

## 9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。  
ただし、(5)の下【留意事項】の2(4)における「所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長、上川教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」と読み替え、音威子府村教育委員会教育次長から指示を受けること。

## 10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じ、令和5年（2023年）3月3日（金）に行う。

## 11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

## 12 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

## 13 追検査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。

## 14 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 15 合格発表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 16 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

## 17 第2次募集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、(6)における入学願書及び入学検定料については、おといねっふ一般要項「6 出願の手続き」の(1)に定めるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。

## 18 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」は該当しない。なお、出願者については、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条が適用される。

**【留意事項】**

- 1 おといねっぷ一般要項の「6 出願の手続」(1ページ)によること。
- 2 道立一般要項の「6 出願者の手続 (2)イ」の個人調査書(別記様式3)については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

## 19 学力検査の得点の口頭による開示

道立一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「19 学力検査の得点の口頭による開示」の【留意事項】に準じる。

## 20 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

## 21 そ の 他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。

※ 受検番号 ( ※ )

# 入学願書

令和 年 月 日

北海道おといねっふ美術工芸高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

貴校に入学したいので、許可してください。

|                      |  |              |   |          |      |
|----------------------|--|--------------|---|----------|------|
| 出願課程                 | 全日制的課程   | 出願学科         | 工芸科   |          |      |
| 出願者                  | ふりがな氏名   | 昭和・平成 年 月 日生 | ふりがな氏名  | 保護者等     |      |
|                      | 現住所  | □□□-□□□□     | 現住所   | □□□-□□□□ | 電話番号 |
|                      | 出身(在籍)中学校  |              | 出願者との関係   |          |      |
|                      | 中学校卒業(卒業見込)年月日   |              | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |          |      |
| 全日制的課程の本学科へ就学するときの区分 | 1 北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則第2条による就学<br>2 北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則第4条による就学 |              |   |          |      |

記入上の注意

- 「出願者の生年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」及び「全日制的課程の本学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。



# 写真台紙

※受検番号 ( )

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ふりがな<br>出願者氏名 |                       |
| 出身(在籍)中学校     |                       |
| 高等学校          | 北海道おといねっふ<br>美術工芸高等学校 |
| 課程            | 全日制の課程                |
| 学科            | 工芸科                   |

(縦七センチメートル、横五センチメートル)  
写  
真  
を  
貼  
る  
位  
置  
(令和四年十月一日以降に撮影したもの)

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
2 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。こと。  
3 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書すること。

令和5年度(2023年度)  
北海道おといねっふ美術工芸高等学校受検票

※受検番号 ( )

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 出願者氏名         |                       |
| 出身(在籍)<br>中学校 |                       |
| 高等学校          | 北海道おといねっふ<br>美術工芸高等学校 |
| 課程            | 全日制の課程                |
| 学科            | 工芸科                   |

### 学力検査の検査時間等

|      |     |   |             |
|------|-----|---|-------------|
| 検査時間 | 3月  | 第1部 国語  | 9:20~10:15  |
|      |     | 第2部 数学  | 10:35~11:30 |
|      | 2日  | 第3部 社会  | 11:50~12:45 |
|      | (木) | 第4部 理科  | 13:35~14:30 |
|      |     | 第5部 英語  | 14:50~15:45 |
| 持参品  | ア   | 受検票   |             |
|      | イ   | 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り<br>なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォン)、辞書機能付き時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。 |             |
|      | ウ   | 上履及び昼食  |             |

### 記入上の注意

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
2 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。こと。  
3 推薦による入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に(推)と朱書すること。

令和5年度（2023年度）  
北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項

（令和4年（2022年）10月27日教育長決定）

この要項（以下、「おといねっふ推薦要項」という。）は、令和5年度（2023年度）の北海道おといねっふ美術工芸高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 対 象 学 科

全日制課程 工芸科

## 2 推薦による入学者の範囲

募集人員の50%程度の数とする。

## 3 出 願 資 格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下、「道立推薦要項」という。）の「3 出願資格」に準じる。ただし、(1)アにおける「道内」を「国内全域」とする。なお、(2)は該当しない。

### 【留意事項】

- 1 北海道おといねっふ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 令和5年（2023年）3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が、出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

## 4 出 願 の 受 付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

### 【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 5 出 願 の 手 続

### (1) 出願できる学科

出願できる学科は、北海道おといねっふ美術工芸高等学校の全日制の課程の工芸科とする。

### (2) 出願書類の交付

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(2)出願書類の交付」に準じる。

ただし、ア(ア)については、北海道おといねっふ美術工芸高等学校学則（平成30年教育委員会規則第1号）第13条の既定による入学願書とする。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の交付」の【留意事項】に準ずる。

ただし、入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、音威子府村教育委員会において作成する。

**(3) 出願書類の提出及び受付**

道立推薦要項の「5 出願の手続」の「(3) 出願書類の提出及び受付」に準じる。

ただし、アについては、次のとおりとする。

**ア 入学願書の提出**

出願者は、音威子府村立高校の入学料等徴収条例（昭和58年12月11日条例第12号）に定める金額（2,200円）を願書同封のゆうちょ銀行払込取扱票により納入し、振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼り付けること。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「5 出願の手続 (3) 出願書類の提出及び受付」の【留意事項】に準じる。ただし、(ア)の【留意事項】の2は該当しない。

**6 出 願 状 況 の 発 表**

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

**7 出 願 変 更**

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

**8 面 接 等**

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

**9 選 抜 の 方 法**

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書等
- (3) 面接の結果

**10 合格内定者の通知及び入学の確約**

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

## 11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

## 12 再 出 願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。

## 13 合 格 発 表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

## 15 そ の 他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

令和5年度 北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜における  
学校裁量についての実施予定

| 学<br>区  | 学<br>校<br>名            | 学<br>科<br>名 | 推 薦 入 試                              |  |                                 |                       | 一 般 入 試         |                  |        |     |                  |  |           |       |   |             |    |
|---|------------------------|-------------|--------------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|-----------------|------------------|--------|-----|------------------|--|-----------|-------|---|-------------|----|
|   |                        |             | 入<br>学<br>枠<br>(<br>%<br>程<br>度<br>) | 面接以外に実施する項目                                    |                                 |                       | 学 力 検 査 等 の 実 施 |                  |        |     | 複数尺度による選抜で重視する項目 |  |           |       |   |             |    |
|   |                        |             |                                      | 英<br>語<br>の<br>聞<br>き<br>取<br>り<br>テ<br>ス<br>ト | 英<br>語<br>に<br>よ<br>る<br>問<br>答 | 実<br>技                | 作<br>文          | 学<br>力<br>検<br>査 | 実<br>技 | 面 接 |                  | 学<br>力<br>検<br>査<br>の<br>成<br>績<br>を<br>重<br>視 | 個人調査書等を重視 |       |   |             |    |
|   |                        |             |                                      |  |                                 |                       |                 |                  |        | 全 員 | 過<br>年<br>度<br>卒 |  | 評定:学力     | 個人調査書 |   | 実<br>技<br>等 |    |
| 傾<br>斜<br>配<br>点<br>の<br>教<br>科<br>(<br>倍<br>率<br>) | 個 人                    | 集 団         | 個 人                                  | 学<br>力<br>:<br>評<br>定                          | 特<br>別<br>活<br>動<br>の<br>記<br>録 | 総<br>合<br>所<br>見<br>等 |                 |                  |        |     |                  |  |           |       |   |             |    |
| 道内<br>全域  | おとい<br>ねっふ<br>美術<br>工芸 | 工<br>芸      | 50                                   | -  | -                               | -                     | -               | -                | -      | ○   | -                | -  | 7:3       | 7:3   | ○ | ○           | 面接 |

令和5年度 北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜に  
おける「入学者の受入れに関する方針等」

| 学 区      | 学校名                | 学科名 | 入学枠(%程度) | 入学者の受入れに関する方針等   |
|----------|--------------------|-----|----------|--|
| 道内<br>全域 | おとい<br>ねっふ<br>美術工芸 | 工 芸 | 50%      | 心身ともに健康で、前向きに学校生活を送ろうとする意欲のある者で<br>1 工芸や美術に対する適正・興味関心及び学習意欲を有する生徒<br>2 学習に積極的に取り組み、進路目標が明確で前向きな高校生活を送る意志を持っている生徒<br>3 部活動、生徒会活動、ボランティア活動、国際理解等に興味関心を持ち、教科等の学習と両立を図る意志のある生徒 |

※「北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則」により、  
**学区外（国内全域）からの出願も可能**です。

北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則、その他本校の入学者選抜に係わる詳細は北海道おといねっふ美術工芸高等学校にお問い合わせ下さい。また、下記のホームページでも御覧になれます。

北海道おといねっふ美術工芸高等学校のURL

<http://otoineppu-h.ed.jp>

学校所在地 〒098-2501 中川郡音威子府村字音威子府181番地1

電話 01656(5)3044 FAX 01656(5)3838

※入学者選抜に係わるその他の事項については、「令和5年度道立高等学校入学者選抜の手引」並びに「令和5年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜の手引」に従って実施します。

## 北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則

平成30年8月30日  
音威子府村教育委員会規則第1号

### (目 的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、北海道おといねっふ美術工芸高等学校（以下「おといねっふ美術工芸高校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定めることを目的とする。

### (通学区域)

第2条 おといねっふ美術工芸高校への就学（転学若しくは編入学又は転籍による場合も含む。以下同じ。）に係る学区は、別表のとおりとする。

第3条 おといねっふ美術工芸高校へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）は学区内にその保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）の住所の存する者とする。

### (学区外就学)

第4条 毎学年の初めにおける第1学年の入学の場合において、前条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、第1学年の生徒の入学定員に100分の50を乗じて得た数の範囲内で、おといねっふ美術工芸高校に就学することができる。

第5条 おといねっふ美術工芸高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

### (教育長への委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日におといねっふ美術工芸高校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前におといねっふ美術工芸高校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1）による。
- 3 音威子府村立高等学校通学区域規則（平成12年8月24日教委規則第4号）を廃止する。

### 別 表

| 就学すべき高等学校         | 通 学 区 域 |
|-------------------|---------|
| 北海道おといねっふ美術工芸高等学校 | 道 内 全 域 |